



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 公有水面埋立ての免許（港湾課） ..... 2
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 公安委員会事項
- 特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり金武町土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年10月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊芸光吉	金武町字金武69番地の1
理事	宜野座敏男	金武町字金武590番地
理事	宜野座広明	金武町字金武635番地
理事	平川宗文	金武町字金武4052番地の6
理事	嘉数昇	金武町字金武24番地の3
理事	當山順昌	金武町字金武1017番地
監事	仲田重雄	金武町字金武5554番地
監事	伊芸徳吉	金武町字金武1681番地

任期 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊芸光吉	金武町字金武69番地の1
理事	宮平良英	金武町字金武867番地
理事	山城文三郎	金武町字金武10番地
理事	宮里貞男	金武町字金武118番地

理事	宜野座広明	金武町字金武635番地
理事	平川宗文	金武町字金武4052番地の6
理事	仲田重雄	金武町字金武5554番地
理事	嘉数昇	金武町字金武24番地の3
理事	宜野座武正	金武町字金武1677番地
理事	當山順昌	金武町字金武1017番地
監事	仲間徳三	金武町字金武477番地
監事	宜野座敏男	金武町字金武590番地

沖縄県告示第553号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成25年10月22日

船浦港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成25年10月4日 沖縄県指令土第1144号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 八重山郡竹富町字上原562番11、572番12、572番14及び572番26の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から㉒の地点までを順次に結ぶ平成24年の秋分の満潮位（D.L.+1.72メートル）における公有水面と陸地との境界線及び㉓の地点から㉔の地点まで及び①の地点を順次に結ぶ平成11年10月7日付け沖縄県指令土第1084号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.72メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（上原）北緯24度25分02秒7244、東経123度48分00秒6537から122度29分24秒80.33メートルの地点

②の地点 ①の地点から127度23分15秒0.75メートルの地点

③の地点 ②の地点から132度28分43秒29.29メートルの地点

④の地点 ③の地点から222度28分45秒15.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から132度28分26秒18.92メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から222度28分12秒0.78メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から132度30分38秒2.10メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から42度31分26秒0.79メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から132度28分38秒23.98メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から222度28分39秒9.29メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から132度27分05秒0.72メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から222度28分44秒30.93メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から132度28分39秒50.00メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から222度28分33秒6.62メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から132度28分17秒1.62メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から222度28分33秒35.37メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から161度27分23秒1.00メートルの地点

- ⑮の地点 ⑮の地点から164度12分43秒1.00メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から166度48分43秒1.00メートルの地点
- ⑰の地点 ⑰の地点から169度38分01秒1.00メートルの地点
- ⑱の地点 ⑱の地点から172度21分22秒1.00メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から175度00分29秒1.00メートルの地点
- ⑳の地点 ⑳の地点から177度42分26秒1.00メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から180度27分30秒1.00メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から183度09分16秒1.00メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から185度54分36秒1.00メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から188度34分03秒1.00メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から191度18分36秒1.00メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から194度00分30秒1.00メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から196度43分56秒1.00メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から199度42分43秒1.19メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から327度17分45秒73.08メートルの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から330度53分55秒3.68メートルの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から338度27分37秒10.29メートルの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から336度55分59秒1.66メートルの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から42度28分11秒46.46メートルの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から313度00分14秒1.58メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から42度37分42秒8.60メートルの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から312度28分03秒50.06メートルの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から42度25分24秒18.89メートルの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から312度29分10秒0.73メートルの地点

ウ 面積 5,140.11平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 八重山郡竹富町字上原562番11、572番8、572番9、572番10、572番12、572番13、572番14、572番15、572番25及び572番26の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点（上原）北緯24度25分02秒7244、東経123度48分00秒6537から168度55分45秒80.02メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から42度27分29秒92.28メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から132度27分12秒172.53メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から222度28分40秒112.48メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から232度45分54秒50.05メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から321度47分48秒62.73メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から58度03分02秒19.65メートルの地点

ウ 面積 22,197.26平方メートル

4 埋立地の用途 物揚場用地、荷さばき用地、船揚場用地及び道路用地

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月10日まで縦覧に供する。

平成25年10月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人花と緑の石垣島
- 3 代表者の氏名 波平長吉
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字大川431番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、石垣市民に対して自然文化環境の保全事業を行い、花と緑の豊かな景観づくりやCO2の削減及び人材育成に寄与することを目的とする。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第7号

特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月22日

沖縄県公安委員会

#### 特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

特定講習の実施等に関する規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第4条の見出しを「（講習対象者の区分）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第108条の4第1項第1号の規定により指定講習機関に行わせることができる講習の対象者は、前条に定める講習対象者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとし、その他の者に対する講習は、公安委員会が行うものとする。

第4条第1号中「第90条第7項、法第103条第6項」を「第90条第9項、法第103条第7項」に改め、同条を第4条の2とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（講習対象者）

**第4条** 取消処分者講習は、運転免許（以下「免許」という。）の拒否若しくは取消し又は運転の禁止の処分（以下「免許の取消処分等」という。）を受けた者を対象とする。ただし、当該講習対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、飲酒運転を理由として免許の取消処分を受けた者等を対象とする講習（以下「飲酒取消講習」という。）の対象とする。

- (1) 免許の取消処分等に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は危険運転致死傷罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者
- (2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

第5条第1項に次の1号を加える。

- (5) 飲酒取消講習を実施する場合において、飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第1及び別表第2）のアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けていること。

第5条第2項を次のように改める。

2 指定講習機関が実施する取消処分者講習においては、次に掲げる要件に該当する者を運転適性指導員として必要数確保させるものとする。

- (1) 規則第5条各号の要件に該当する者であること。
- (2) 飲酒取消講習を実施する場合において、飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目のアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けていること。
- (3) 規則第5条第5号に規定する要件を満たす者は、指定講習機関に関する規則第五条第五号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成14年国家公安委員会告示第36号）により国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修）を終了した者又は公安委員会が別に定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者であること。

第6条第2項第1号中「新任運転適性指導員研修」の次に「又は取消処分者講習指導員（一般）研修」を加える。

第8条第6号中「整備する」を「整備するよう努める」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー又はアルコール検知器、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備するものとする。

第10条を次のように改める。

(講習期間)

第10条 飲酒取消講習以外の講習（以下「一般の講習」という。）の期間は、講習効果を考慮して、四輪車及び二輪車それぞれ13時間の講習を連続2日間で行うものとし、やむを得ず連続で実施することができない場合は、近接した日を指定するものとする。

2 飲酒取消講習の期間は、四輪車及び二輪車それぞれ13時間の講習を2日間で行うものとし、第2日目については、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施するものとする。ただし、やむを得ずこれにより難い場合には、第1日目を起算日として30日を経過する日に近接した日を指定するものとする。

第11条中「取消処分者講習は、取消処分者講習」を「一般の講習にあつては取消処分者講習」に、「別表第1及び別表第2」を「別表第3及び別表第4」に、「基づき」を「飲酒取消講習にあつては飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目に準拠し」に改める。

第12条に次の1号を加える。

(5) 二輪車による講習において、両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえるものであることとする適性試験の合格基準を満たさない聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者の集団講習を行う場合は、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

第13条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 筆記又は口頭による検査に基づく指導は、所要の運転適性診断資料を使用して運転適性診断を行い、当該運転適性診断資料に基づきカウンセリング等の指導を行うものとする。この場合において、当該運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付すること。

(2) 器材使用による指導は、第8条第6号の器材を使用した検査を行い、検査結果を記載した診断票に基づいて安全運転の心構え等を指導すること。

第13条第3号中「コースについては」を「コースは」に、「別表第3」を「別表第5」に、「別表第4」を「別表第6」に改め、同条第4号ウ後段を削り、同号に次のように加える。

エ 身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望したときは、これを認めることとし、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ知らせること。

第13条第5号中「別表第5」を「別表第7」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(講習用教材)

第17条の2 初心運転者講習における教材は、次に掲げる内容について、図及びイラストを多く用いるなど、わかりやすくまとめられたものを使用するものとする。

(1) 初心運転者の運転の特性

(2) 交差点、カーブ等の場所及び追越し、側方通過等の場面に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識

(3) 危険予測、回避方法等自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識

2 前項各号に定めるもののほか、初心運転者講習における教材は、県内の初心運転者の交通事故実態資料及び視聴覚教材を効果的に使用するものとする。

第18条第1項中「初心運転者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第6）」を「初心運転者講習細目（別表第8）及びこれに準拠して作成された初心運転者講習標準指導要領」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 初心運転者講習の講習用車両は、講習の種別に応じ、指定講習機関に備え付けたものを次に掲げる区分により用いるものとする。この場合において、身体障害者用車両については、持ち込みを認めるものとする。
- (1) 普通免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の普通乗用自動車とする。ただし、特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を車室内において使用するものとする。
  - (2) 大型二輪免許対象者に対する講習用車両は、A T限定大型二輪免許対象者に対しては総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下、限定なし大型二輪免許対象者に対しては総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とする。
  - (3) 普通二輪免許対象者に対する講習用車両は、小型限定普通二輪免許対象者に対しては総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許対象者に対しては総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とする。
  - (4) 原付免許対象者に対する講習用車両は、スクータータイプの原動機付自転車とする。ただし、必要に応じて可変ギア付原動機付自転車を併用してもよいものとする。
  - (5) 講習に使用する普通乗用自動車については、車両に初心運転者標識のほか、運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えることとする。この場合において、身体障害者用車両については、必ず当該装置を備えたものを持ち込ませることとする。
  - (6) 講習用車両は、講習中である旨を表示する標識を車両の前方又は後方（講習用車両が二輪車の場合は、後方）に表示させることとする。

第19条を次のように改める。

（講習の編成）

**第19条** 初心運転者講習の講習受講者の編成は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 講習1回当たりの受講者数は、おおむね6人以上15人以下とする。
- (2) 場内コース及び路上における運転演習は、1グループ3人以下で行うこととする。
- (3) 運転シミュレーターを使用する危険予測訓練は、1グループ3人以下かつ2グループ以下で行うこととする。

2 大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許対象者に対する講習において、両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえるものであることとする適性試験の合格基準を満たさない聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者の集団講習又は運転演習を行う場合は、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

別表第6を削り、別表第5を別表第7とし、別表第4を別表第6とし、別表第3を別表第5とし、別表第

2 中	事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	を	事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。	に改め、同表を別表第4とし、別表第
-----	---	---	--	-------------------

1 中	安全運転実行のための指導	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 路上又は場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気づかせる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	90分	個別的指導				
-----	--------------	--	---	-----	-------	--	--	--	--

を  
「

安全運転実行のための指導	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 路上又は場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気づかせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。	90分	個別的指導			
--------------	--	--	-----	-------	--	--	--

に改め、同表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1 (第5条関係)

飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼吸検査 運転適性検査	開講 呼吸検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼吸検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー (アルコール検知器) 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ (3人) 別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	スライド等により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	スライド等使用	補助者1人
	運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 路上又は場内での技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。	90分	グループ (3人) 別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者…路上 仮免のない者…場内 受講者全員に対し補助者1人
	適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。	60分	個別的指導			

	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全 員	1 人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
第2日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全 員	1 人	呼気検査機器	
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。	60分	全 員	1 人	ビデオ及びスライド使用	補助者1人
	路上又は場内での技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じコースを走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	車の動きが第1日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースをもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ第1日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	自動車	
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 路上又は場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	講習から得ら	何が得られたかを中	質疑応答により、担当者が受講者	60分	全 員	1 人		補助者1人



<p>れるものは何か。</p>	<p>心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。</p>	<p>の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。                  (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。                  (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。                  (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。                  (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。                  受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。                  嫌々ながら受講しているうちに、何かに気づき、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>			
-----------------	--	--	--	--	--

備考1 アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。  
 2 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第2（第5条関係）

飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼吸検査 運転適性検査	開講 呼吸検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼吸検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	スライド等により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	スライド等使用	補助者1人
	運転技能の診断(1)	(1) 診断のねらいと心構え (2) 場内での技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避  場内において示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を	90分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。

		作成する。					
適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要	60分	個別的指導			
アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコールの依存度を自覚させる。	10分	全 員	1 人	AUDIT検査用紙	
ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
呼吸検査	呼吸検査	呼吸検査を実施する。	10分	全 員	1 人	呼吸検査機器	
危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全 員	1 人	ビデオ及びスライド使用	
運転技能の診断②	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。	はじめに、運転技能の診断(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、運転技能の診断(1)と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断(1)と同じ。
安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要のあることを強調し、指導す	60分	個別的指導			

第2日		切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	る。					
ブリーフ・インターベンション②	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標達成程度の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック		
ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人	
講習から得られるものは何か。	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわらず、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全 員	1人		補助者1人	

備考1 アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

2 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表に次の1表を加える。

別表第8（第18条関係）

初心運転者講習細目

講習項目	講習細目	講習方法	講習時間	
			普通車 大型二輪車 普通二輪車	原付車
1 安全運転意識の向上	(1) 運転意識の改善の必要性	講義	15分	10分
	(2) 運転適性検査	検査実施	20分	20分
		面談	25分	
2 場内コースにおける運転演習	(1) 運転技能の補正	実技	60分	50分

	(2) 危険の予知及び危険の判断の 実地訓練				
3 路上における運転演習	(1) 運転行動の観察	実技	90分	30分	
	(2) 他の交通に対する配慮				
	(3) 路上運転についての話し合 い	ゼミ	30分	10分	
	(4) 原付特別訓練（場内コー ス）	実技		(40分)	
4 危険予測訓練	(1) 危険予測ディスカッション	ゼミ	90分	50分	
	(2) 危険予測・判断能力の向上	講義（映画）	30分	30分	
	※運転シミュレーター を使用する場合	(3) 危険を予測した運転	実技	120分	
		(4) 危険予測ディスカッション	ゼミ		
5 新たな心構え	(1) 効果測定	考査	20分	20分	
	(2) 新たな心構えの確立	講義	40分	20分	
	(3) 総合講評				
講習時間合計			420分（7時間）	240分（4時間）	

第5号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---